

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省05-⑬)

施策名	地域コミュニティとの連携	担当部局名	地方協力局	
施策の概要	<p>一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。</p> <p>このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。</p> <p>また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。</p>	政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力を支える要素)	
達成すべき目標	防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることの重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図る。	目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	<p>政策評価実施予定時期</p> <p>令和5年8月</p>

測定指標		目標	実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
		目標年度		
①	防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	令和5年度	別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 6 防衛力を支える要素 (3) 地域コミュニティとの連携 地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。</p> <p>地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。</p>

達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和4年行政事業レビュー事業番号
	令和2年度	3年度	4年度(※1)				
(1) 移転措置事業	5,374 (4,902)	4,797 (4,415)	5,143			<p>自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認め、防衛大臣が指定する第二種区域等の指定の際現に所在する建物等の所有者が、同区域外に移転を希望する場合に、建物等の移転補償や土地の買入れを行う事業である。</p> <p>また、移転を希望する住民がまとまって同一の地区へ移転し、その移転希望地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して10/10の割合で助成を行うものである。</p>	0282
(2) 民生安定助成事業	34,260 (33,676)	35,631 (33,701)	35,453			<p>自衛隊等の行為によって発生する障害は、その周辺地域の生活に影響を及ぼすものであり、これを周辺住民にのみ受忍させることは不公平であることから、その障害に対して対策を講じ、防衛施設と周辺地域との調和を保つためには、障害そのものを防止・軽減するだけではなく、生活環境そのものを全体的に向上・発展させていく施策も必要である。</p> <p>そのため、防衛省として、最も周辺地域の事情に詳しい地方自治体が、生活環境の向上・発展に必要な施設(民生安定施設)を整備する場合に、その助成を行うことで地元の理解と協力を得てきている。</p> <p>具体的には、コミュニティ供用施設などの集会所やごみ処理施設等の生活環境施設、周辺の農林漁業者の事業経営の安定に寄与する施設に対する助成を行っている。</p> <p>また、事務手続きについては、地方自治体から具体的な施設整備の申請が行われた後、防衛省において、防衛施設とその地域の間にはどのような障害があるかなどの内容の審査を経て、その整備費用の一部を補助している。</p> <p>なお、上記施設の整備については、補助率5/10~10/10・定額等により助成を行うものである。</p> <p>その他、放送受信料の半額相当について助成を行う放送受信障害や、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力料金等について助成を行う空調機器稼働費がある。</p>	0283

(3)	緑地整備事業等	1,038 (880)	867 (706)	825		<p>【緑地整備】 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第6条の規定に基づき、移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するように、国自ら緑地帯その他の緩衝地帯として整備するものである。 飛行場等からの被害(騒音、煤塵、危機感等)の緩和のほか、周辺環境の改善等に資するものとして、周辺財産等の植栽工事を実施している。 また、植栽した緑地帯等の整備目的及び機能を十分に発揮させるための維持・管理として、樹木の育成過程に応じて、施肥、薬剤散布、剪定その他の無償管理工事を実施している。</p> <p>【周辺補償】 駐留軍及び自衛隊による航空機の頻繁な離陸及び着陸等により、従来適法に農林漁業等の事業を営んでいたものがその事業の経営上損失を受けた場合、国がその損失を補償するものである。</p>	0284
(4)	騒音防止事業(住宅防音)	59,086 (57,464)	56,171 (54,166)	58,934		<p>自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響等に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象に、自衛隊等の航空機の音響等に起因する障害を防止又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対し、助成を行うものである。</p> <p>なお、補助率10/10により防音工事、補助率9/10(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等である場合は10/10)により空気調和機器機能復旧工事、補助率10/10により防音建具機能復旧工事についてそれぞれ助成を行うものである。</p>	0285
(5)	借料	130,067 (129,653)	130,845 (130,406)	131,908		<p>防衛施設の安定的な使用の確保のため、土地所有者の理解と協力を得て土地を借り上げることが必要不可欠である。このため、土地所有者と賃貸借契約を締結し、適正に算定した賃借料を支払って借り上げているものである。</p> <p>なお、本省が行う借料の算定に当たっては、防衛施設周辺の地価動向及び開発状況を勘案の上、公示地及び基準値等の客観的データを基に、算定基準に基づき借料の基本となる土地の評価額を算定している。</p>	0286
(6)	補償経費等	10,509 (9,185)	12,034 (11,064)	14,869		<p>【漁業補償】 駐留軍又は自衛隊が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴う漁業者が被った漁業経営上の損失を補償するものである。 他方、法律による漁業補償については、漁船の操業制限等の開始時点の者を対象としているが、その後漁業を営み始めた者は同様に損失を被っているにもかかわらず補償対象者とならないことを踏まえ、これらの者を救済するため、一定の要件に該当する者に対し、漁業見舞金を支給している。</p> <p>【買取(不動産購入)】 駐留軍に施設・区域として提供する民有土地等の所有者及び現に提供している施設・区域で、賃貸借契約を締結し駐留軍の用に供している民有土地等の所有者と不動産売買契約を締結して用地を取得し、土地代金を支払って補償している。なお、買取に当たっては、正常な取引価格を基に、算定基準に基づき買取の基本となる評価額を算定している。</p> <p>【財産管理(周辺財産の除草工事)】 周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅及び農地への種子の飛散による環境の悪化並びに枯草による火災の発生につき、未然防止等適正な除草工事を行っている。</p> <p>上記のほか、防衛施設の安定的な使用の確保を図るため損失補償等を実施。</p>	0287
(7)	障害防止事業	11,154 (11,044)	10,897 (10,380)	13,021		<p>自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成を行うものである。</p> <p>なお、原則補助率10/10により、河川改修(洪水対策)、砂防施設(土砂流出対策)、ため池(用水対策)等の工事について助成を行うものである。</p>	0288
(8)	騒音防止事業(一般防音)	12,225 (10,707)	11,678 (9,500)	9,106		<p>自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(以下「環境整備法第3条第2項」という。)に準ずる措置として、学校等の防音工事を実施した施設を対象に、当該工事で設置した空気調和設備を稼働させることにより超過負担となる電気料金等の一部を補助している。</p> <p>【補助率】 ① 一般防音 (本土) 学校等 5.5/10~10/10、病院等 5/10~10/10 (沖縄) 学校等 7.5/10~10/10、病院等 5/10~10/10 ② 防音関連維持費 (本土) 電力量料金5.5/10、基本料金 2/3 (沖縄) 電力量料金 9/10、基本料金 10/10</p> <p>なお、「① 一般防音」の補助率は、対象施設の工事種別、工事方法により異なる。</p>	0289
(9)	道路改修等事業	7,390 (6,915)	6,837 (6,632)	6,751		<p>自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用により生ずる障害を防止し、又は軽減するために道路改修に必要な工事に対して助成を行うものである(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条(以下、「法第3条」という))。</p> <p>防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対して助成を行うものである(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条(以下、「法第8条」という))。</p> <p>なお、補助率6/10~10/10の範囲内において、道路の改良・舗装・舗装補修に対して助成を行うものである。</p>	0290
(10)	防衛施設周辺整備統合事業	872 (753)	954 (893)	685		<p>自衛隊等の行為により生ずる障害の防止又は軽減及び防衛施設の設置又は運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業及び民生安定助成事業等を対象に複数の事業を統合して助成を行う事業である。</p> <p>なお、補助率5/10~10/10(定額等)により、障害防止事業(河川改修等)、民生安定助成事業(消防施設、公園等)、道路改修等事業(道路改良、舗装、舗装補修)に対して助成を行うのである。</p>	0291
(11)	大規模広報施設	313 (293)	266 (270)	267		<p>大規模広報施設は、防衛省・自衛隊に関する国民の認識と理解を深め、我が国の防衛に関する正確な知識を広く普及することを目的として、装備品の展示や迫力のある映像などを直接見て、触れて、体感できる施設である。これらの施設を活用することで防衛省・自衛隊を身近に感じ、より一層の関心を持つことが期待されている。</p>	0292
(12)	行事広報	333 (219)	298 (246)	230		<p>災害支援活動においては、音楽隊が慰問演奏会を実施することで、被災者の心を癒し、激励するなどの活動も実施している。こうした活動も含め、防衛省・自衛隊の各種行事を実施することにより、国民一般に自衛隊の実状を紹介し、理解を深めるとともに親近感の醸成を図る。</p>	0293
(13)	印刷物広報	122 (119)	111 (113)	114		<p>災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。</p> <p>このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。</p>	0294
(14)	視聴覚広報	61 (44)	58 (38)	57		<p>災害支援活動及び海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。</p> <p>このための広報活動としては様々な手段を適切に組み合わせて実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動は若年層を中心に高い効果が期待できるため、防衛政策をわかりやすく説明した映像などを作製し発信している。</p>	0295

(15)	広報体制の整備	245 (281)	268 (227)	248		防衛省・自衛隊では、災害支援活動及び防衛政策など自衛隊の様々な活動について、国民一般に認識していただき理解を深めるための防衛施策等に関する各種広報活動(防衛シンポジウム、防衛モニター、ホームページによる情報提供など)を実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている。	0296
(16)	特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,196 (37,168)	35,041 (35,011)	37,404		<p>①ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。 特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:昭和49年度 事業終了年度:終了予定なし)</p> <p>②駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成19年度 事業終了年度:令和13年度)</p> <p>③駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成27年度 事業終了年度:令和9年度)</p> <p>④訓練移転等による航空機騒音等の周辺住民への影響が継続する再編関連特定周辺市町村のうち、再編交付金の交付が終了しており、訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力をを行っていると思われるものに対し、訓練移転等の実施による再編関連特定周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。 再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:平成29年度 事業終了年度:令和8年度)</p> <p>⑤米空母艦載機部隊の活動等の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的に、同部隊による活動等が住民の生活の安定に及ぼす影響を考慮することが必要と認められる防衛施設の周辺の市町村が行う住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てさせるため周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の程度等に応じて、交付金の交付限度額を決定。 周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。(事業開始年度:令和4年度 事業終了年度:令和18年度)</p>	0297
(17)	特別研究に伴う調査委託費	0 (0)	0 (0)	0		急速に厳しさを増す安全保障環境の中、これまで実施していなかった場所での新たな訓練や施設整備、新規装備品の配備や一時展開など、訓練の拡大や多様化に伴い、地元への負担が増加しているところがあるが、地元からの理解と協力を得て各事業を円滑に進める観点から、地元のきめ細やかなニーズやトレンドを把握することがより一層求められているため、現在の地域社会との調和施策の有用なツールとするための調査を実施する。	05-0024
施策の予算額・執行額		310,245 (303,303)	306,753 (297,768)	315,015		<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-6-(3)地域コミュニティとの連携</p>	

※1 達成手段における令和4年度の執行額については、事業単位の整理(事業の統合等)に伴い、令和4年度予算要求時と執行額確認時の事業単位に差異が生じたため、記載していない。

※2 達成手段における令和5年度の当初予算額については、令和5年度より政策体系を変更したことから、当該施策に関連する予算としては記載していない。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省05-13)

施策名		地域コミュニティとの連携
測定指標	目標	施策の進捗状況
	①防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和	
	防衛施設周辺対策事業の推進	
元年度		<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約62億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約331億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約74億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約5億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約218億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約8億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約40億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約108億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約521億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,284億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約54億円)
2年度		<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約110億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約336億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約69億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約8億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約226億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約9億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約49億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約107億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約575億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,293億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約51億円)

3 年 度	<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約104億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約337億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約66億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約9億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公共用の施設の整備等に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約227億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約95億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約542億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約44億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,302億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約7億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約122億円)
4 年 度	<p>●自衛隊等の行為あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置・運用によりその周辺地域において生じる障害の防止、軽減、緩和等を目的として、下記の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の訓練等により生ずる障害を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修及び砂防施設等の整備に対する助成を実施(執行額:約125億円) ・防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、まちづくり支援事業といった地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成を実施(執行額:約317億円) ・自衛隊等の機甲車両等の頻繁な使用により生ずる障害を防止・軽減すること並びに防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、消防活動や救助といった地方公共団体が行う道路改修の整備に対する助成を実施(執行額:約65億円) ・自衛隊等の行為により生ずる障害の防止・軽減又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、道路改修や公園整備といった地方公共団体が行う障害防止事業、民生安定事業等を対象に複数の事業を統合した助成を実施(執行額:約7億円) ・ジェット機が離着陸を実施する飛行場等の防衛施設について、その設置・運用がその周辺地域における住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる市町村(特定防衛施設関連市町村)に対し、公民館の整備といった公共用の施設の整備や医療費の助成といった事業に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付(執行額:約227億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施(執行額:約96億円) ・自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減すべく、住宅の所有者等が行う住宅防音工事に対する助成を実施(執行額:約556億円) ・自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(第二種区域)の指定の際、現に所在する建物等の移転補償、土地の買入れ等を実施(執行額:約46億円) ・防衛施設の継続的・安定的な使用の確保のため、防衛施設に所在する民有地について、土地所有者と賃貸借契約を締結し、賃借料を支払いの上、借上げを実施(執行額:約1,316億円) ・移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、緑地帯その他緩衝地帯の整備等を実施。また、自衛隊等による航空機の離着陸の頻繁な実施等により、農林漁業等の事業を営んでいた者が受けた事業の経営上の損失を補償(執行額:約7億円) ・自衛隊等が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴い漁業者が被った漁業経営上の損失の補償、駐留軍に施設・区域として提供する用地の取得、周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅の環境悪化等を未然に防止するための除草工事等、防衛施設の安定的な使用の確保を図るための損失補償等を実施(執行額:約124億円)
防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等	
元 年 度	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。 ●令和元年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、防衛問題セミナーを各地域で計16回、地域のオピニオンリーダー等を対象とした少人数規模のミニセミナーを計4回実施し、日米交流事業を計8回実施した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。

2 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和2年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計1回、日米交流事業を計1回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。</p>
3 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和3年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施し、少人数規模のミニセミナーを1回実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計7回、日米交流事業を計2回、それぞれオンラインで実施し、全国各地からも参加を得られるよう環境を整備した。また、各米軍基地による地域交流活動を各地方防衛局の広報誌等で適宜紹介した。</p>
4 年 度	<p>●防衛省・自衛隊の政策等各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明等を実施した。また、自衛隊及び在日米軍の運用等に対する住民の理解と協力を確保することを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーや、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者によるスポーツや音楽などを通じた日米交流事業等を実施している。</p> <p>●令和4年度においては、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の説明を574箇所(都道府県、防衛施設所在市町村及びその他の特定防衛施設関連市町村等)、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で行事等の開催に制約がある中で、防衛問題セミナーを計14回(うち6回はオンライン)、地域のオピニオンリーダーを対象とした少人数規模のミニセミナーを3回実施した。特に防衛問題セミナーでは、令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」について広く周知を図る観点から、年度内の開催を調整し実施した。また、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じつつ、対面での日米交流事業の実施を追求し計11回(うち1回はオンライン)実施した。そのほか各米軍基地による地域交流活動や地方防衛局の各種取り組みなどを各地方防衛局の広報誌やTwitter等で適宜紹介した。</p>

担当部局名	地方協力局	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------	----------	--------